

区民と創る港区の男女平等参画のための情報誌



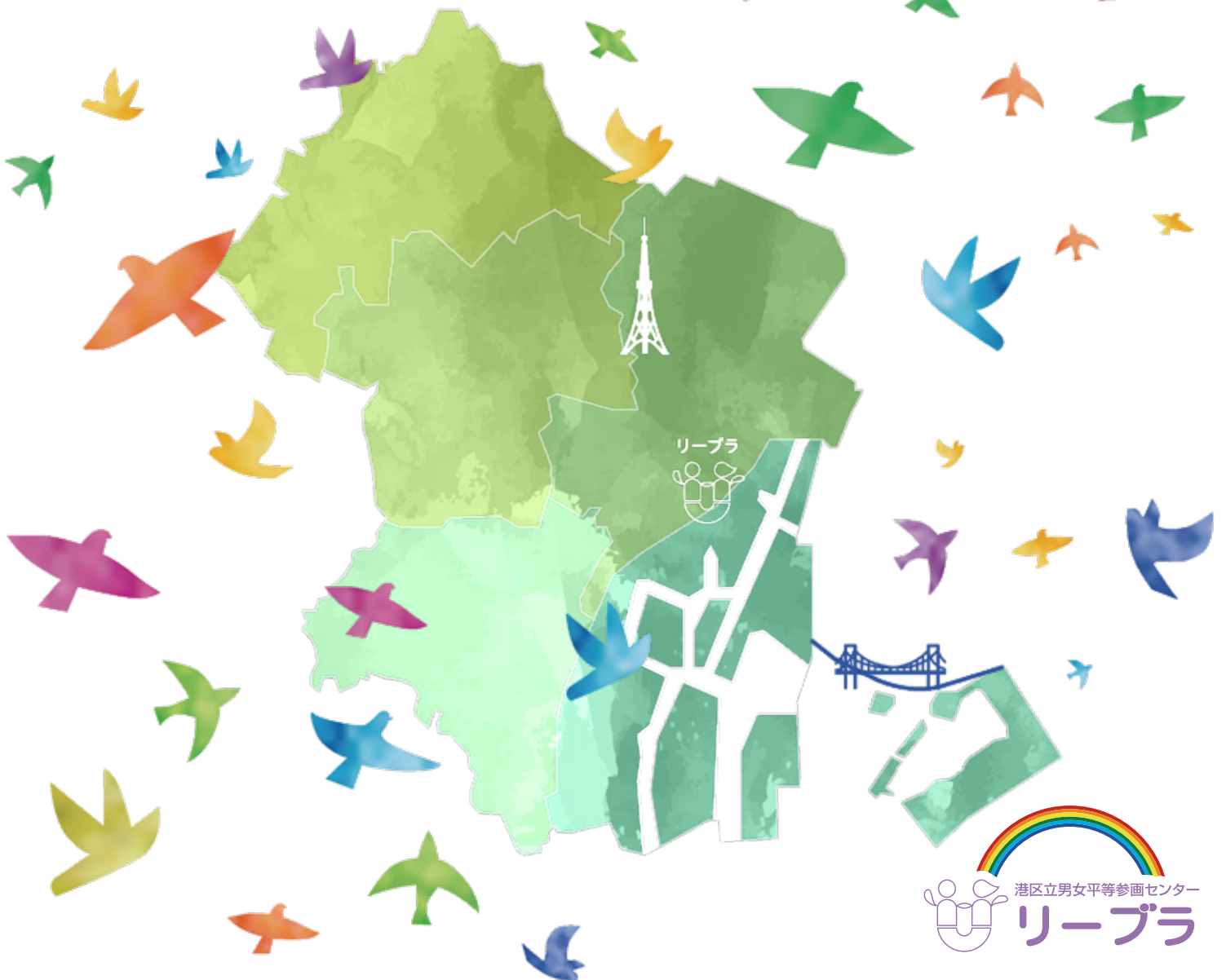
特集

多様性を支え合う社会へ

- ・「パートナーシップ制度」の現在地とこれから
- ・性別にまつわる差別や抑圧、暴力をなくすために
- ・港区における性的少数者の歴史

特集号

令和4年(2022年)
3月発行



多様性を支え合う社会へ

各自治体が戸籍上同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認める「パートナーシップ制度」は、2015年11月に渋谷区と世田谷区で導入された後、現在は150以上の自治体で導入されています。港区では2020年4月から「みなとマリージュ制度」という名称で運用がはじまっており、みなとマリージュカードは22件交付されています(2022年2月1日時点)。「パートナーシップ制度」をより利用しやすい制度にするために必要な点について、港区に拠点がある「公益社団法人 Marriage For All Japan 結婚の自由をすべての人に」の理事であり、日本初の常設の総合LGBTQ+センター「プライドハウス東京レガシー」の運営団体代表の松中権さんにお話をうかがいました。

「パートナーシップ制度」の現在地とこれから

まつ なか けん
松中 権

利用する・しないは自由だけれど、 選択肢としてあることがまず重要

「パートナーシップ制度」は、申請に必要な書類や申請によって利用できる行政サービスが自治体によって異なります。制度の作り方からは「条例型」と「要綱型」の大きく2つに分けることができます。「条例型」は議会で決議されるため、制度としての恒久性が高いとも言えます。一方、「要綱型」は首長権限のため議会での決議は通しませんので、新たな行政ニーズに対応しやすい側面もあります。

港区の「みなとマリージュ制度」は「条例型」にあたります。申請時の必要書類である契約書は、公正証書だけでなく私文書認証を受けたものも認めています。いずれにしても契約書の作成にはお金がかかるため、「異性で婚姻届を出す場合には、無料で署名をすればいいだけなのに、同性同士の場合はなぜそうでないのか？」という不公平感がどうしても生まれてきます。そうした中でも、なるべく負担が少ないように配慮されていることは素晴らしいと思います。また、制度利用の手引き等の関連資料を複数の言語で公開している点や日本語以外のメディアにも情報掲載し周知に努めている点などは、外国にルーツのある方が多い区の特性を踏まえて生活者に寄り添った視点が感じられます。

昨年、私の友人で長期間交際している戸籍上男性同士のカップルが「みなとマリージュ制度」を利用しました。マリージュカードを何処で見せると、どのような効力を

発揮するのか未知数の部分はありますが、「何かあったら、病院に持って行けばいいんだよね」などとお守りのようなものとして持ち歩いており、安心感には繋がっているように思います。自分が暮らす自治体にパートナーシップ制度があることで、「ここはLGBTQ+のひとが居ないことにされない場所だ」というメッセージは、利用する・しないにかかわらず受け取れると思います。

制度は作って終わりではない

パートナーシップ制度を利用する・しないは個人の自由ですが、利用するリスクやハードルとメリットを天秤にかけて、メリットが上回らなければ利用には踏み切りにくいです。港区でも必要書類となっている契約書ひとつを取っても、日本は米国に比較して、暮らしの中で契約書を結ぶ経験が少ないため、金銭的なハードル以外に契約書を結ぶことへの心理的ハードルも高くなるのではないかと思います。異性であれば契約書を結ばずに受けられる行政サービスが、戸籍上同性同士のパートナーも契約書を結ばずに受けられる社会が理想ですが、現状は異なるため、契約書を結ぶことで生じるメリットがもっと明確に伝わるとよいと思います。

制度申請によって利用できる行政サービスは、制度導入の時期が直近である自治体のほうが、他の自治体の前例が多いことから、よりニーズを反映しているように感じま

す。2021年に兵庫県明石市で初めて導入されて以降いくつかの自治体で導入されるようになった「ファミリーシップ制度」の背景には、個人のLGBTQ+の可視化が進んできたことで、個人に係る“かぞく”の存在も可視化され、課題やニーズが自治体に届き始めた積み重ねがあったと考えられます。

先行して制度導入をした自治体が、導入後に当事者のニーズを反映させて利用可能な行政サービスを増やす動きも見られます。例えば、世田谷区は2015年に「要綱型」で制度を導入した後、2019年にはより多くのひとが利用しやすいように申請の要件を改正したり、2021年には新型コロナウイルス感染症にかかった人が亡くなった場合に遺族が受け取れる傷病手当金相当額を、2022年には災害弔慰金をパートナー遺族も受給可能とするなど、当事者の要望を踏まえて内容がアップデートされ続けています。

制度を利用するメリットという意味では、自治体間連携も影響が大きいです。法律上の結婚ができれば、転居に伴い自治体を移動した場合にも、基本的に同様の行政サービスが自動的に付いてきます。一方「パートナーシップ制度」の場合には、転居によってパートナーシップが解消される場合や、転居先の自治体に同様の制度がない場合、利用可能な行政サービスが異なる場合、転居先で再度申請する際に行政職員にカミングアウトをする心理的負担など多くの困難が想定されます。自治体によっては、申請者双方が自治体内に住所を有する条件を設けている場合もありますが、戸籍上同性同士のカップルが一緒に住むことは、近所でのアウトィングや会社でカミングアウトをする必要に迫られる等、さまざまなリスクが伴うため、同居せずに異なる自治体に住み続ける可能性もあります。現状では制度を導入している自治体のうち3割で、他の導入自治体との連携協定を結んでおり、こうした困難の軽減にむけた取り組みも進んでいます。自治体間連携の2次的な効果としては、公の機関が自治体を横断して地域全体で取り組む姿勢を見せることで、当事者のことを理解していこうとする風土づくりの機運が高まる影響もあるかと思えます。

制度が利用できるためには、 風土づくりが欠かせない

アウトィングを懸念せずに制度に申請することができ、その制度が日々の暮らしの中で効力を発揮するためには、地域全体の風土が必要不可欠です。住民は1日を役所の中で過ごすわけではなく、職場や学校、医療機関、交通機関、商業施設など様々な場所に生活の実態があります。行政には、そうした関係者向けの普及啓発の教材作成や学ぶ場づくり、相談対応などを継続的に実施し、風土醸成の支柱となっていきたいです。

2022年度の秋以降に東京都がパートナーシップ宣誓制度を導入することを発表しました。都内在住の人だけでなく在勤・在学の人も対象とし、届け出から証明書の発行までを原則オンラインで完結させる方針です。東京都に導入されることへの期待は、日本の総人口のうち自治体のパートナーシップ制度がカバーできる割合が5割を超えることとなり、利用可能な人が増えるということだけではありません。日本の首都である東京が導入することで、未導入の自治体で導入するハードルを下げ全国に広げる波及効果や社会的承認が広がっている根拠として同性婚の法制化を後押しする可能性など、世の中を大きく動かすエンジンのひとつになって欲しいと思います。風土づくりには基礎自治体での取り組みが非常に重要になるため、東京都には自治体間連携を促進するハブとしての役割も期待されていますし、港区も歩みを止めずに包摂性のある地域づくりを進めていただきたいと思います。

執筆者プロフィール

まつ なか ごん

松中 権



特定非営利活動法人グッド・エイジング・
エールズ代表 / プライドハウス東京代表 /
公益社団法人Marriage For All Japan 結婚の自由をすべての人に 理事。

1976年、金沢市生まれ。一橋大学法学部卒業後、(株)電通に入社。海外研修制度で米国ニューヨークのNPO関連事業に携わった経験をもとに、2010年、NPO法人を仲間たちと設立。2016年、第7回若者力大賞「ユースリーダー賞」受賞。2017年6月末に16年間勤めた電通を退社し、二足のわらじからNPO専任代表に。LGBTQ+と社会をつなぐ場づくりを中心とした活動に加え、全国のLGBTQ+のポートレートをLeslie Keeが撮影する「OUT IN JAPAN」や、2020年を起点としたプロジェクト「プライドハウス東京」等に取り組む。

多様性を支え合う社会へ

性別にまつわる差別や抑圧、暴力をなくすために トランスジェンダーかつフェミニストのひとりとして

えん どう
遠藤 まめた

2018年にお茶の水女子大学がトランス女性の受け入れを認めた直後から、SNS上を中心にトランスジェンダーに対する誹謗中傷が続いている。「性犯罪者と区別がつかないからトランスジェンダーを女性空間から追い出すべきだ」といった主張があちこちに広まり、さらにはトランスジェンダー当事者の外見を嘲笑したり、大量のいやがらせプライイを浴びせたりといった光景がこの何年も続いている。

マイノリティ排除の歴史の中で、不安という言葉はずっと使われてきた。怖いからという理由で黒人は警察に殺され、障害者施設の建設は近隣住民に反対され、移民は排斥される。私はトランスジェンダーの当事者として2000年代後半からLGBTの啓発活動に取り組む一方、フェミニストとしても活動してきた。DVや性暴力被害者支援のNPOで相談を受けるスタッフとして活動し、フェミニズムに関する連載記事を書き、医学部入試で女子生徒が減点されていたと聞けば永田町の議員会館で開かれた集会でスタッフとして働いた。そんな私にも疑いの目はむけられる。「トランスジェンダーの活動家であるおまえは女性嫌悪だ、性暴力のことをなんでもいいと思っているのだろう」と。いったん不安を煽られた人たちが聞く耳を傾けてくれることは稀で「遠藤はフラワーデモに参加するな」と名指しで書かれてしまう。私を含めてたくさんのトランスジェンダーがフェミニズム運動の中で戦ってきた。その人たちの功績も、シスジェンダー(トランスジェンダーではない)の仲間たちとの友情も、不安を煽る言説の中ではなかったことにされてしまう。

このような現象は日本に限ったことではなく、英語圏や韓国でも同様のことが起きている。2020年の冬、韓国でひとりの若者が淑明(スンミョン)女子大学の合格通知

を受け取った。彼女の夢は弁護士になって社会的弱者を救うことだった。しかし大学で学びたいという彼女の願いはかなわなかった。トランスジェンダーである彼女に対して「女性のための空間に入ってくるな」「トランスジェンダー女性が自分のことを女性だと主張する根拠は飛躍」など苛烈なバッシングが行われたことが原因だ。

21もの団体が「女性の権利を脅かす性別変更に反対する」と声明を出し、彼女は入学を断念した。彼女を歓迎する女性たちもインターネットに書き込んだが、圧倒的な悪口を前に、彼女の心はボロボロになった。「大学に行こうとする当たり前の目標、その中の夢さえも誰かに怪しまれる対象となった」と手記に書いた彼女は、こう続けた。「すべての人はマイノリティの側面とマジョリティの側面を多層的に積み重ね、自らのアイデンティティを確立していく。自らを常に強者と考える人は、自らが弱者でありうるということを受け入れられない。反対に、自らを常に弱者と考える人は、自らがある面において強者となりうることを忘れ、他の弱者を無視するものだ。このような考えではヘイトが再生産されるばかりだ」
彼女の痛みはどれほどのものだったか。

近年、このような「女性の不安」を口実としたトランス排除言説が各国で広まっているのは、宗教右派がネガティブキャンペーンを行なっているからだ。アメリカでは2015年に全州で同性婚が法制化され、それまで性的少数者を攻撃していた宗教右派は、同性愛者への攻撃には勝ち目がないと判断した。そして、同性愛者よりも人口がより少ないトランスジェンダーにターゲットを絞って「人々はトランスジェンダーのことをよく知らないから」と、犯罪者や変質者のイメージを流布する戦略をとった。実際にはトランスジェ

ンダーの権利が認められて、性犯罪が増えたというデータはない※1。カリフォルニア大学ロサンゼルス校が2018年に発表した米国初の大規模調査では、性自認による差別禁止をした地域、していない地域を比較したところ、トランスジェンダーが性自認によりトイレを使うことが法的に認められても性犯罪増加にはつながっていないことが指摘された。また、宝塚大学看護学部の日高庸晴教授がLGBTQ+を対象に2019年に行った調査(有効回答数10,769人)では、トランス女性の57%、トランス男性の51.9%が性暴力被害経験を有していた※2。「加害者予備軍」「怖い人」「犯罪者とみわけがつかない」などと喧伝される人の半数は、実際には痛みを抱えたサバイバーである(トランスジェンダーが被害を訴えても、警察や支援機関の無理解のためケアを受けられないこともある)。

当事者の知り合いが身近にいれば、当事者が差別に苦しみ、さまざまな暴力の被害に遭いやすいことを理解しているだろう。しかし、トランスジェンダーは人口の0.5%程度しかいない※3。カミングアウトせずに暮らしている人も多いので「当事者と会ったことがない」「知らない」と感じている人が圧倒的多数だ。通勤電車で本を読み、スーパーで食料品を買い、同僚と映画の感想を語り合うようなトランスジェンダーの日常があることを多くの人は知らない。よくわからない恐ろしい人たちが女性の安全を脅かそうとしているという主張は、こうして検証なく広まってしまう。

昨年、私は仲間たちと『トランスジェンダーのリアル』という、当事者の生活実態を知ってもらうための無料冊子をクラウドファンディングで制作した。全国ですでに3万



部を配布した。性暴力被害者支援にとりくむ人たちの中からも「女性の安全」ということを口実にして加害者でもない人たちを属性でひとくくりにして攻撃することは許されないと、はっきり声をあげる動きがでてきた。トランスジェンダー当事者として、そしてフェミニズム運動に関わってきたひとりとしても、一緒に声をあげてくれる人が増えてくれるのはうれしい。差別を止めたいと思いながら、何をしてよいかわからない人に向けて、トランスジェンダーについて知ってもらうための情報サイト「trans101.jp はじめてのトランスジェンダー」(<https://trans101.jp>)も昨年立ち上げた。よかったら参考にしてほしい。性別にまつわる差別や抑圧、暴力をなくすために、ちがいを超えて連帯する運動を作っていこう。

執筆者プロフィール

えん どう
遠藤 まめた



一般社団法人にじーず代表。トランスジェンダー当事者としての自らの体験をきっかけにLGBTの子ども・若者支援に関わる。著書に『先生と親のためのLGBTガイド～もしあなたがカミングアウトされたなら』(合同出版)ほか。

※1 Amira Hasenbush & Andrew R. Flores & Jody L. Herman (2018). Gender Identity Nondiscrimination Laws in Public Accommodations: a Review of Evidence Regarding Safety and Privacy in Public Restrooms, Locker Rooms, and Changing Rooms

※2 日高庸晴「REACH Online 2019 第2回LGBT当事者の意識調査～世の中の変化と、当事者の生きづらさ～」(2019)

※3 埼玉県「埼玉県 多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査報告書」(2021)

多様性を支え合う社会へ

〈講座記録〉

2022年1月16日(日)、講師に三橋順子さんをお招きし「ジェンダーの日本史」第2回「港区域における性的少数者の歴史」と題した主催講座を実施しました。講座では、港区域における江戸時代以降の盛り場からみる性的少数者の歴史とLGBTをめぐる現代の課題についてお話していただきました。



港区域における性的少数者の歴史

みつ はし じゅん こ

三橋 順子 (明治大学文学部非常勤講師：性社会文化史)

江戸時代 芝神明の陰間茶屋

江戸時代、少女のように美しく装った少年が接客する陰間茶屋というものがありました。1768(明和5)年の江戸には9カ所55軒の陰間茶屋があり、232人の陰間が働いていたという記録があります。

陰間茶屋の立地は大きく2つに分かれます。1つは、芝居町とその隣接地域で、日本橋堺町・葺屋町(現：日本橋人形町三丁目)、木挽町(現：銀座六・七丁目)、芳町(現：日本橋小舟町)などです。もう1つは、徳川家菩提寺の大寺院の近辺で、湯島天神町と芝神明前です。芝神明前の場所は、旧・芝宮本町・芝三島町(現：芝大門一丁目)で、港区役所の東側、芝大神宮の東隣のあたりです。

芝神明前の陰間茶屋の主な客は、芝・増上寺の僧侶、御台所(將軍正夫人)・將軍生母などの増上寺代参の帰路に「休息」のため立ち寄る大奥女中、そして、近隣に上屋敷(三田)、下屋敷(芝)があった薩摩藩士などでした。

寺門静軒(てらかどせいけん)の『江戸繁昌記』第二篇(1834年)神明の章には、陰間茶屋を舞台に客の薩摩藩勤番武士と陰間のやり取りが記されています。

また、江戸時代の陰間茶屋は、歌舞伎世界と密接な関係にあり、女形の養成機関としての性格を持っていました。それが、明治「文明開化」期の九世・市川團十郎による近代化改革により、表向きには陰間茶屋的な男色世界とは絶縁します。

東京最初のゲイバー「やなぎ」

1950(昭和25)年、新橋烏森神社参道脇に開店したゲイバー「やなぎ」は、東京における「ゲイバーの元祖」とされています。場所は、「やなぎ」で修業した青江のママ(1924～2011年)の自伝『地獄へ行こか青江へ行こうか』に「新橋烏森神社参道の右側」と

記されています。

お島ママは、千葉県銚子の網元の息子で、終戦(1945年8月15日)を満州(現：中国東北地区)で迎え、復員後は銚子港で仕入れた魚を仕入れて一夜干しにし、食糧難の東京に運んで売り、資金を貯めて、1950年「やなぎ」を開業したとのこと。店は「カレーとかつ井を出すBar」として知られるようになり、腹をすかせた日本人に加え、同性愛の進駐軍将兵などで賑わうようになりました。

1952年に青江忠一と吉野寿男が「やなぎ」に入店します。そこで修業した2人は1954年、相次いで独立し、青江は銀座二丁目にゲイバー「青江」を、吉野も銀座に「ボンヌール」を開店します。さらにそこから大勢の「弟子」が育ち、東京のゲイバー業界は発展していきました。

「やなぎ」は、1955年に銀座八丁目に移転しますが、新橋烏森の小さな店から、東京のゲイバーの歴史は始まったのです。

赤坂・六本木・西麻布のニューハーフ・ショーパブ

東京の「盛り場」は、明治・大正期の浅草から、昭和戦前期の銀座へと移り、戦後混乱期には、巨大闇市が立地した新橋、新宿、上野が台頭します。1960年代、銀座のホステスクラブが盛況になると、銀座の「アフター」(閉店後の客とホステスとの遊び)としての赤坂のナイトクラブが繁栄し、1960年代後半には、新宿・歌舞伎町と六本木が「盛り場」化していきます。さらに、赤坂・六本木の「奥座敷」として青山・西麻布が賑わうようになります。

東京のゲイバーもこうした「盛り場」の動きと歩調を合わせて発展していきます。1950年代中頃には、銀座に「青江」「ボンヌール」「やなぎ」が並び立ち、1963～65年には赤坂のナイトクラブ「ゴールデン赤坂」がフランス・パリ「カルーゼル」のブルーボーイ

の来日公演で大評判になります。ブルーボーイとは身体を女性化した男性のことです。それまでの日本のゲイバーのショーは、ママが自慢の日本舞踊を披露するようなフロアショーでしたので、ブルーボーイの妖艶な容姿を駆使した本格的なショーは、「黒船来航」にも匹敵する大きな衝撃でした。その後、日本でも銀座ローズやカルーセル麻紀など「和製ブルーボーイ」が活躍するようになります。

1967年、吉野のママが銀座から六本木に移動して「吉野」を開店、青江のママもそれに続き、1970年頃に赤坂に開店した「ジョイ」(マダム・ジョイ)と並び、ゲイバーの中心は赤坂・六本木に移ります。

1969年に赤坂で開店した「シャトー」(染谷彰吾ママ)は、1970年、西麻布に移転して「プティシャトー」となります。「プティシャトー」は「男だけで観せるレビューの店を創る」という染谷ママの方針で、東京初の本格的な舞台をもつニューハーフ・ショーパブとなりました。六本木・西麻布のニューハーフ・ショーパブは1980年代後半(バブル経済期)に全盛を迎えます。

歌舞伎女形系バー「音羽」(北青山)

1950年代末～60年代初に(旧)渋谷区青葉町(港区に隣接)にあった「音羽」は、歌舞伎役者・尾上朝之助(六世・尾上菊五郎の弟子)が経営する女形系ゲイバーで、踊りや寸劇などのお座敷ショーが売り物でした。店では歌舞伎の若手女形のほかに、大学生などの青年を女装させて働かせていました。「音羽」は、前回の東京オリンピック(1964年)開催の前の「東京浄化運動」で廃業になります。

「権田原」(神宮外苑)

港区の北西端、明治神宮外苑・東側の「権田原」は、戦後混乱期には男女の野外性交渉の場でした。1960～70年代には、男性同性愛者が集う場として知られるようになります。

盛り場と性的少数者のコミュニティ形成

盛り場の変遷と性的マイノリティのお店は、つながりがあり、性的少数者のコミュニティは飲み屋さんを中心として形成されていきました。

ゲイの場合は1970年代から新宿2丁目に顕著な集中がみられ、そこを中心にコミュニティが形成されます。トランス女性の場

合は、1980年代から1990年代にゲイタウンとはずれたところに成立していきます。一方で、トランス男性やレズビアン系のお店は、女性の社会的活動に対する時間的制約、金銭的制約が強いことから、同じような形とはなりませんでした。

トランスジェンダーの就労問題

トランスジェンダーが自らのセクシュアリティを公表して仕事をする場合、水商売、ショービジネス、セックスワークの3つの業種以外、ほとんど就労できなかったといえるでしょう。それが徐々にいろいろな業種に就労できるようになったのは、21世紀になってからです。

2010年代からは、さらに多くの知的職業にも就労できるようになり、この20年間で状況は良い方向に変わってきました。しかし、まだ現実には就労差別を含めて様々な差別があり、それをどのように解消していくかが現在の課題です。

L/G/B/Tをめぐる現状 同性パートナーシップ制度について

現在、同性パートナーシップ制度は150以上の自治体が実施していて、対象となる人口は43%近くになっています。ところが東京都では23区あるうち、8区4市のみの実施で、隣接の神奈川県・埼玉県に比べて実施率は高くありません。2021年12月に小池都知事が、都として同性パートナーシップ制度を2022年度中に導入すると表明し、展望が明るくなってきました。しかし、パートナーシップ条例は法的根拠に乏しく、使い勝手が良いとはいえません。

例えば、港区では区民向け住宅の入居に関しては同性パートナーでいいということですが、区の裁量の及ぶ範囲は非常に狭く、そのため制度利用者が少ない、ということになるのでしょうか。港区は人口25万人で2022年1月1日現在、みなとマリージュ制度の利用者は21組です。同性愛者の比率をどのくらいみるかは諸説ありますが、かりに2%とすると、5,000人港区にいるはずですので、その1%以下しか利用していません。もちろん全ての同性愛の方がパートナーシップを求めているわけではありませんが、それにしても利用率が低いのではないのでしょうか。

これは、日本における自治体の権限と、国の権限のアンバランスが関係しており、例えば相続にしろ、国の法律で決まっていることがほとんどです。もちろんできるだけ利用範囲を広げようと

どの自治体も努力されているのですが、制度的に難しいというのが現状でしょう。それを解消するためには、国の制度として同性婚の法制化が必要です。民法が改正されれば状況は大幅に改善すると思われまふ。しかし、国の法整備は遅々として進んでいません。

差別禁止条例

東京都は2018年10月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」で、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消、並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図る条例を制定しました。

この中で、「都、都民及び事業者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。」と極めて明確に規定しています。この条例の規定を遵守・実現すれば、少なくとも東京都域に関して、先にあげたトランスジェンダーの就労差別の問題は解消するはずでふ。しかし条例の主旨を広く都民に知らしめ、かつそれを現実のものにしていくという点で、まだ十分とはいえまふ。

人権侵害の言葉

言葉については、何が差別語かと簡単に決められるものではないのですが、「おかま」という言葉には問題があります。この言葉はもともと江戸時代のスラングで肛門を意味します。それが昭和の戦前期に肛門性交をするセックスワーカーの名称、職業名となり、1970年代に雑誌メディアが非常に意味を拡大して使うようになります。そういう意味でこの言葉には差別性があるので、本人が

使う分には構わないのですが、他者に使うのはやめまふ。

トランスヘイトについて

SNS上で、トランスジェンダーに対する排他的な言説が広まっていることは大変困ったことで、実質的にも当事者に被害が及ぶのではないかという恐怖感もあります。しかし、現実には、いろいろな形でトランスジェンダーの人達が社会の一員として活躍し、社会の発展に貢献できる状況がどんどん進んでいます。私はそこをきちんと見ていこうと思っています。

おわりに

そもそも性的マイノリティは、いろいろな形でどの時代にもいます。港区もまさにそうなのです。港区が性的マジョリティと性的マイノリティがお互いを尊重し合い、共生できる豊かな社会・地域であり続けて欲しいと思います。

講師プロフィール

みつ はし じゅん こ

三橋 順子

1955年生まれ。専門はジェンダー&セクシュアリティの歴史学研究。2000年、日本で最初のトランスジェンダーの大学教員となった。著書に『女装と日本人』(講談社現代新書、2008年)、『新宿「性なる街」の歴史地理』(朝日選書、2018年)。主な論文に「性と愛のはざまー近代的ジェンダー・セクシュアリティ観を疑うー」(『講座 日本の思想 第5巻 身と心』岩波書店、2013年)、「LGBTと法律ー日本における性別移行法をめぐる諸問題ー」(『LGBTをめぐる法と社会』日本加除出版、2019年)、『LGBT』史研究と史資料』(『ジェンダー分析で学ぶ女性史入門』岩波書店、2021年)など

港区立男女平等参画センター リーブラ

〒105-0023 港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦
Tel:03-3456-4149 Fax:03-3456-1254
▶<https://www.minatolibra.jp/>



@libraminato

アクセス

- JR「田町駅」東口(芝浦口)徒歩5分
- 都営地下鉄浅草線「三田駅」A7出口 三田線「三田駅」A9出口 徒歩7分
- ちいばす ◆芝ルート・芝浦港南ルート「みなとパーク芝浦」徒歩0分
◆芝浦港南ルート「芝浦一丁目」徒歩4分
- 都営バス(田92・99)「田町駅東口」徒歩6分

港区男女平等参画情報誌「OASIS オアシス」特集号 2022年3月発行
発行:港区立男女平等参画センター指定管理者 株式会社明日葉

